

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和35年11月1日、資格喪失日は36年9月20日、B社における資格取得日は36年10月1日、資格喪失日は37年12月1日、及びC社における資格取得日は37年12月1日、資格喪失日は38年8月3日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和35年11月から36年8月までの期間及び同年10月から37年7月までの期間は1万2,000円、37年8月から同年11月までは1万4,000円、同年12月から38年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月ごろから38年8月ごろまで  
② 昭和58年7月から61年11月26日まで  
③ 昭和61年12月31日から平成3年2月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①については、D市にあったB社で勤務し、申立期間②及び③については、E市にあるF社で、妻と共に勤務していたが、昭和61年11月26日から同年12月31日までの1か月分しか記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は昭和35年11月1日から36年9月20日までの期間においてはA社、36年10月1日から37

年 12 月 1 日までの期間においては B 社、37 年 12 月 1 日から 38 年 8 月 3 日までの期間においては C 社の厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る厚生年金保険の記録から昭和 35 年 11 月から 36 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 37 年 7 月までの期間は 1 万 2,000 円、37 年 8 月から同年 11 月までは 1 万 4,000 円、同年 12 月から 38 年 7 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、申立人が保管する F 社の社員旅行の集合写真及び同僚の供述から、昭和 61 年 11 月から平成 3 年 2 月ごろまで、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、F 社に照会したところ、同社が保管する厚生年金保険の加入記録では、申立人が昭和 61 年 11 月 26 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 12 月 31 日に喪失していることが確認できるものの、申立期間については人事記録、賃金台帳等が保存されておらず、これらの資料からは申立人の勤務の実態及び保険料控除の事実を確認できない。

また、申立人が氏名を挙げている当時の同僚等に照会したが、申立人と共に勤務したことは記憶しているものの、厚生年金保険料の控除についての具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する F 社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録を確認すると、申立期間について申立人の記録は無く、整理番号にも欠番はみられない。

加えて、申立人には給与明細書等の関係資料は無く、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和21年6月18日、資格喪失日は25年3月16日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和21年6月から22年5月までは390円、22年6月から23年7月までは600円、23年8月から同年9月までは2,400円、23年10月から24年4月までは3,300円、24年5月から25年2月までは4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から25年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答を得た。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場（以下「B工場」という。）の継承事業所であるC社の保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和21年6月18日に被保険者資格を取得し、25年3月16日に被保険者資格を喪失した旨記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、B工場で共に勤務し、昭和22年3月17日から26年11月21日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人の弟は、「兄は私よりも1年程度早くからB工場に勤務しており、その後、昭和25年3月ごろまで一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、同工場に勤務していたものと認められる。

さらに、社会保険事務所の保管するB工場に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿においても、C社の保管する被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同じ記号番号で、申立人が昭和21年6月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年3月16日に同資格を喪失していることが確認できることから、同期間について申立人が厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額は、社会保険事務所が保管する今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和21年6月から22年5月までは390円、22年6月から23年7月までは600円、23年8月から同年9月までは2,400円、23年10月から24年4月までは3,300円、24年5月から25年2月までは4,500円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間①及び同社C工場に勤務していた申立期間②について、昭和 21 年 3 月 9 日に脱退手当金が支給されている旨の回答を得たが、受け取った記憶は無い。

戦争終結に伴い、軍需工場であった同社C工場は突然休止したため、給与、退職金さえもらっていない状況において脱退手当金制度の存在を知る由も無く、請求手続を行うはずがない。

以上の理由から、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できないため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人に対する申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給決定は、申立人がA社C工場での被保険者資格を喪失した日（昭和 20 年 9 月 21 日）の約 6 か月後の昭和 21 年 3 月 9 日に行われている。

しかし、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく、昭和 20 年 9 月 21 日に同工場での被保険者資格を喪失している被保険者 71 人の年金記録を確認したところ、社会保険庁オンライ

ン記録により被保険者記録を確認することができた 26 人のうち、脱退手当金を受給した者は申立人以外に 1 人しかいない上、当該受給者は、C 工場を退職し、さらに別の事業所を退職した後の昭和 22 年 10 月 24 日に支給決定されていることから、C 工場では、当時、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「戦争終結に伴い、同社 C 工場は突然休止したため、脱退手当金制度の存在を知る由も無く、請求手続を行うはずがない。」と主張しているところ、同社における他の複数の被保険者も「同社 C 工場が突然休止したことから、事業主から脱退手当金に関する説明を受けたことは無く、脱退手当金制度の存在を知ったのはそれ以降である。」との証言をしていることを考え合わせると、申立人の申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと認められ、申立人が自ら脱退手当金の請求手続を行ったとも考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する同社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が誤って記載されており、その後も修正された形跡が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月及び同年11月の期間及び2年10月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月及び同年11月  
② 平成2年10月から3年3月まで

A県B事務所で、非常勤職員として、一定期間（10か月程度）の勤務を繰り返した。退職の都度、同事務所の担当者が国民年金の加入手続を行ってくれたはずであるが、社会保険庁の記録では未加入となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA県B事務所を退職した都度、同事務所の担当者が国民年金の加入手続を行ってくれていたとしているが、当時の事務担当者を確認したところ、「退職者が社会保険の任意継続を希望した場合には任意継続の手続を行っていたが、国民年金の加入手続は行っていない。」と供述している。

事実、申立期間当時、A県B事務所において、申立人と同様な雇用形態で一定期間の勤務を繰り返していた同僚3人は、全員が「同事務所を退職の際は、本人又は家族が国民年金の加入手続を行った。」と供述している。

また、申立期間当時、居住していたC町（現在は、D町）が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間の加入記録及び納付記録を確認することもできない。

さらに、申立人は申立期間の納付方法や納付金額などの記憶が明らか



でなく、ほかに国民年金保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月及び同年 9 月

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。年金手帳にはじめて被保険者となった日が昭和 52 年 8 月 1 日と記載されているほか、国民年金記録欄の被保険者となった日が 52 年 8 月 1 日、被保険者でなくなった日が 52 年 8 月 21 日と記載されており、社会保険庁の加入記録（資格取得日は昭和 52 年 10 月 28 日）と相違しているので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続の時期について、婚姻（昭和 52 年 8 月）した際だと思いがはっきりしないと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の手帳記号番号の払出年月が昭和 52 年 10 月と記載されているほか、申立期間当時居住していた A 市 B 区が保管する国民年金被保険者名簿には申立人が同月 28 日に任意加入したことが記載されている。このことから、申立人が国民年金加入手続を行ったのは 52 年 10 月であったと考えられ、その時点で同年 9 月分の国民年金保険料については、さかのぼって国民年金に加入できない任意加入の対象期間であったことから、納付できない期間であった。

一方、申立人は、昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失してから同月 25 日に婚姻するまで国民年金の強制加入被保険者に該当することになり、申立人が所持する国民年金手帳には、この期間とほぼ一致す

る期間の資格記録の記載が認められる。しかし、申立人には、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等についての記憶が無く、納付書が送付されていれば納付したと思うと述べるにとどまり、A市B区の被保険者名簿には当該期間に係る資格記録の記載は無いことを踏まえると、納付書は送付されず、保険料納付は無かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 25 日から 6 年 6 月 28 日まで

A社に勤務する際に厚生年金保険に加入すると言われ、勤務期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が平成元年 10 月 26 日から 6 年 11 月 30 日まで、A社に勤務していたことが推認できるが、同社は、当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、これらの資料によっては、申立期間について申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が、申立期間当時、A社において交代制で共に景品交換業務に従事していたとする同僚 2 人についても同社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社では、雇用保険には必ず加入させていたが、厚生年金保険には勤務形態によっては加入させていない者もいたとしている上、当時の経理担当者は「申立人を含む 3 人の景品交換業務従事者からは、退職する際に健康保険証を返納してもらった記憶が無いことから、景品交換業務従事者は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む平成元年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみ

られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年ごろから39年4月まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社B支部に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間当時の名刺を持っており、厚生年金保険の被保険者であったと認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、近所に住んでいた知人の紹介で、昭和38年ごろから39年4月ごろまでA社B支部に週3日勤務したと主張している。

しかし、A社本社に確認したところ、「申立人の在籍及び厚生年金保険への加入を確認できる資料は無い。当社の営業職員は、正職員登用と同時に厚生年金保険に加入させることとしていたので、申立人は正職員として登用されていなかったものと思われる。」としており、同社において勤務したとしても、厚生年金保険の加入対象となる正職員として勤務していた事実は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚は、既に死亡しているため、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において同社の被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から39年4月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事

情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 18 年 10 月から 61 年 4 月までの A 社 B 支店における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の 2 か月の標準報酬月額が、その直前月の 1 万 8,000 円から 2,000 円下がって、1 万 6,000 円となっていることに納得いかない。実際の給与が下がった記憶が無く、申立期間以外、標準報酬月額は下がっていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 支店の C 事業所に勤務していた申立期間の 2 か月においても、その直前の期間と同額若しくはそれ以上の給与の支給を受け、支給額に見合った厚生年金保険料が控除されており、申立期間の 2 か月間、標準報酬月額が一時的に下がっているのは事務処理上の間違いであるとしている。

しかし、申立人が氏名を挙げ、申立期間に同支店での厚生年金保険の被保険者記録が確認できた同僚 35 人のうち 18 人は、申立期間当時の標準報酬月額が一時的に下がっており、申立人の標準報酬月額が一時的に下がっていることが不自然であるとはいえない。

また、申立人と同様に昭和 30 年 10 月 1 日の定時改定で標準報酬月額が一時的に下がっている同僚 6 人のうち、連絡が取れた 2 人に照会したところ、「当時、申立人と同様の部門の現場で勤務していたが、勤務状況に応じた特定勤務手当及び特殊労働手当等の増減により、現場従事者の給与支給額は大きく変動することがあり、定時改定や随時改定の際には、標準報酬月額が下がることもあった。」と供述している。

さらに、A 社及び D 健康保険組合に照会したが、保存期限経過により、当時の賃金台帳等の関係資料は廃棄されており、これらの資料により、申立期間の



給与の支払状況、厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

なお、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 15 日から同年 7 月 2 日まで  
② 昭和 60 年 1 月 29 日から同年 5 月 2 日まで  
③ 昭和 61 年 2 月 25 日から平成元年 2 月 22 日まで

昭和 59 年 3 月 15 日から平成 5 年 3 月 15 日まで、A 丸（B 所有のイカ釣り漁船、船員保険の適用事業所としては B）に機関長として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同船における船員保険加入期間は、昭和 59 年 7 月 2 日から 60 年 1 月 29 日までと同年 5 月 2 日から 61 年 2 月 25 日までしかない。申立期間も毎月の給与から船員保険料を控除されていたので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が月々の収入を記載していた家計簿に申立期間に係る申立人の給与支給額及び昭和 59 年 3 月に「A 丸乗船」と記載されていることから、申立期間において申立人が A 丸で勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、すべての申立期間を含む昭和 59 年 2 月から同年 7 月までの期間、60 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 61 年 3 月以降の期間について、申立人は老齢年金の給付を受けていることが確認できる。60 年改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）では、在職老齢年金の支給要件は、在職者の標準報酬等級が 20 級以下である旨を規定しており、申立人の所持する家計簿の記録並びに申立期間①の終期と②の始期の間及び②の終期と③の始期の間申立事業所に係る標準報酬月額記録から、すべての申立期間について、申立人が仮に船員保険の被保険者資格を取得していた場合には標準報酬等級が 20 級を超えていたと考えられ、当該支給期間において船員保険の被保険者資格を喪失していたものと認められる。

また、申立人は、「申立期間中である昭和 62 年 7 月 15 日に、職務上の事故

で薬指を切断したが、事業所からも船員保険からも一時金が出なかったことに納得できなかった。」と述べていることから、当時、船員保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡を取ることができず、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することができない上、当時の給与事務担当者及び社会保険事務所の保管する申立事業所の船員保険被保険者名簿により当時被保険者資格を有していた従業員に照会したが、申立人がすべての申立期間において、船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。